

## 第2次

# 四條畷市文化芸術振興計画

潤いある市民の暮らしと文化の薫り高い

にぎわいあるまちづくりをめざして

平成28年(2016年)12月

四條畷市教育委員会

## はじめに

文化芸術は、人々の日々の営みのなかから生み出され、向上、発展を幾度となく繰り返しながら、継承を重ねていくものです。また、潤いのある市民生活を形成する貴重な財産であり、喜び、楽しみ、感動を享受するとともに、豊かな感性、創造性、人と人をつなぐ役割を果たす大きな存在であり、今日よりもより、将来においても変わることのない重要な意義を有しています。

本市においても文化芸術が担う意義を認識し、平成24年5月に四條畷市文化芸術振興計画を策定し、文化芸術に対する基本理念および具体的な取り組み内容を定め、市民の文化芸術活動の支援に向けて体制整備、環境づくりに取り組んで参りました。

近年では、急速な経済情勢や社会情勢の変化に伴い人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。特に、モノの豊かさだけでなく心の豊かさや安らぎを尊重する傾向がみられ、文化芸術の役割は以前にも増して重要となっており、行政はそうした市民の文化的要求に応えていかなければなりません。

本市では、平成28年3月に四條畷市文化芸術振興計画の上位計画にあたる第6次四條畷市総合計画が改定されました。また、教育委員会においても教育振興における大綱として位置付けられる四條畷市教育振興ビジョンを策定し、

教育委員会と市長部局が協働して各分野の関連施策を推進しているところです。

こうした中で、四條畷市文化芸術振興計画が、計画期間の終了を迎えたことから、本市の実情や地域特性を踏まえ計画内容の見直しを行うこととなりました。計画改定後も、市政各分野に掲げる施策との整合性を確保しながら、市民の自主的、主体的な活動を支援するとともに、市民が生涯にわたり、優れた文化芸術に触れ、心豊かな生活を送ることができる、文化芸術の薫り高いまちづくりをめざし、文化芸術の振興に結びつく事業の推進に努めて参りますので、今後とも変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました皆さま方、さらには、多大なご協力をいただいた四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会の委員の皆さまに対しまして厚くお礼申し上げます。

平成28年12月

四條畷市教育委員会教育長 森田 政己

## 目 次

I	計画策定の背景	1
	1 国の文化芸術に係る動向	1
	2 四條畷市の文化芸術に係る状況および課題	2
II	基本的な考え方	3
	1 計画の目標	3
	2 計画の期間	3
	3 計画の位置づけ	3
	4 計画で取り扱う文化芸術の範囲	4
III	計画の構成	5
IV	基本理念	6
V	施策の推進	6
	1 文化施設の充実	7
	2 魅力ある事業の実施	8
	3 文化芸術活動への支援	9

4	文化財の保護と活用	1 0
5	多文化の共生	1 1
6	人材育成	1 3
7	地域の力を引き出す取組み	1 4

## I 計画策定の背景

### 1 国の文化芸術に係る動向

国においては、国民が「心の安らぎ・生活の潤い」という文化芸術に対する多様なニーズの高まりに応えるべく、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術に対する基本理念並びに基本方針を明示するとともに、総合的、計画的な推進や地方公共団体の責務等を示すなど、地方公共団体の主体的な文化芸術活動を求めています。その後、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて基本方針の改定を重ね、平成27年度におおむね6年間（平成27年度～平成32年度）を見通した「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）」が策定されました。その中で、我が国の文化芸術資源は、世界に誇るべきものであり、これを維持、継承、発展させることはもとより、日本人自身がその価値を十分に認識した上で、国内外へ発信していく必要があること。さらに、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして、諸課題を乗り越えていくことが求められており、我が国の「文化芸術立国」の姿を明示し、文化芸術資本で未来をつくることをめざすと方向性が示されました。

これらの国の動向を背景に、全国の地方自治体においても、文化芸術に関す

る条例制定や文化芸術に関する計画が策定され、文化芸術のもつ力「文化力」を活かしたまちづくりが進められています。

また、施策についても、文化芸術の推進役である市民が自主的、主体的に事業へ参画するなど、文化芸術においても、「市民協働」の気運が高まりをみせています。

## 2 四條畷市の文化芸術に係る状況および課題

四條畷市では、第6次四條畷市総合計画の基本計画において「文化」に関する施策を明らかにし、四條畷市教育振興ビジョンにおいても「文化・芸術の振興」に関する基本的取組みを策定し、これらに基づく施策の実施を踏まえ、文化芸術活動の推進を図ってきました。今日、多くの文化芸術活動団体、サークル団体、ボランティア団体、個人等の自主的、主体的な活動による多種多様な文化芸術活動が展開され、緑豊かな自然や歴史文化遺産など、四條畷市の特性を活かした地域文化芸術が生まれ、継承され、発展してきました。また、先人の努力の中から、市民の文化芸術に対する認識も高揚しつつあり、併せて郷土への愛着を育む等、多面にわたり潤いのあるまちづくりが推進されています。

以上の状況をかんがみ、四條畷市の文化芸術の更なる向上発展を図るために、人材の発掘や活用、有効な情報提供、文化芸術の更なる水準の向上に努めると

ともに、活動団体の総合的な組織の整備を図り、市民、活動団体、企業、商店、文化芸術活動家等で連携を図り、一体となって四條畷市の文化芸術振興を推進する体制づくりがこれからの課題として挙げられます。加えて、計画に掲げた各施策を達成できるよう、客観性を重視した評価基準に基づき進捗管理を行うことが必要です。

## Ⅱ **基本的な考え方**

### 1 計画の目標

四條畷市文化芸術振興計画の目標は、四條畷市が行う文化芸術振興施策を総合的、効率的に推進するため、基本理念や基本方向および具体的な施策を明らかにし、その実現に努め、潤いある市民の暮らしと文化の薫り高いにぎわいあるまちづくりをめざすものです。

### 2 計画の期間

本計画は、四條畷市教育振興ビジョンの終年と合わせ平成28年度から平成32年度までの5ヶ年計画としますが、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、国の文化芸術振興基本法及び文化芸術の振興に関する基本方針を踏まえるとともに、本市のまちづくりの総合的指針である第6次四條畷市総合計画を上位計画とし、四條畷市教育振興ビジョンとの整合性のある計画としま



す。

#### 4 計画で取り扱う文化芸術の範囲

文化芸術は広範におよぶことから、本計画で取り扱う文化芸術の範囲は、国の文化芸術振興基本法のなかで文化振興の対象とされている以下の分野とします。

- ① 芸術…文学、音楽、美術（絵画、彫刻、工芸等）、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）その他の芸術
- ② 芸能…講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ③ 生活文化…茶道、華道、書道、衣食住にかかる生活様式、その他の生活文化
- ④ 文化財等…建造物、美術工芸品、民俗芸能、史跡、文化的景観等
- ⑤ 伝統文化…伝統芸能（神楽、雅楽、能楽、その他の古来の伝統的な芸能）、祭礼行事、その他の伝統文化

※本計画では、これらの文化芸術に携わる人を「文化人」と呼びます。

### Ⅲ 計画の構成

分野4：学び文化スポーツから働きかける夢づくり

#### 第6次四條畷市総合計画（平成28年3月策定）

##### 【まちの将来像】

自然と歴史をいつくしみ

やすらぎ めくもり にぎわいをそだてよう

みんなの夢をつくるまち 四條畷

～すべては住みよいまちづくりのために～

#### 第4の夢

1人ひとりの夢が実現するまちづくり

##### 【文化芸術振興施策】

教育の充実

青少年の健全育成

生涯学習の推進

歴史、文化の保存と継承

国際、文化交流の醸成



#### 四條畷市教育振興ビジョン

##### 【文化芸術振興分野】

郷土愛の醸成

子ども・若者の健全育成

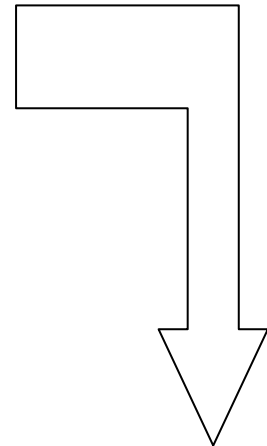
就学前教育の充実

生涯学習の支援

文化の振興、スポーツ・文化の振興、地域人材との協働

市民主体の教育文化活動の場、機会を創造

地域の魅力と活力を生み出す、識字施策の推進



<地域教育各分野個別の計画・方針等>

#### 第2次四條畷市文化芸術振興計画

##### 目標

潤いある市民の暮らしと文化の薫り高い

にぎわいあるまちづくりをめざします

第2次四條畷市子ども読書活動推進計画  
（平成26年3月策定）

四條畷市立公民館振興計画【後期計画】  
（平成25年3月策定）

四條畷市識字基本計画  
（平成22年3月策定）

#### IV **基本理念**

- 1 文化芸術活動を行う市民の自主性、創造性を十分尊重し、文化芸術活動が活発に行われるまちづくりをめざします。
- 2 四條畷市の地域性、特性を活かした文化芸術が創造されるまちづくりをめざします。
- 3 市民が身近に優れた文化芸術に触れ、参加、活動する中で心の安らぎ、生活の潤い、生きがいを実感し、住み続けたいと思うまちづくりをめざします。
- 4 地域に根差した文化芸術を通して、郷土愛や人と人とのつながりを醸成し、文化芸術の薫り高いにぎわいのあるまちづくりをめざします。
- 5 市民への文化芸術に係る細やかな情報提供に努め、市民の文化芸術に対する関心、意欲の高揚を図り、活動（鑑賞、参加、創造）が活発に行われるまちづくりをめざします。

#### V **施策の推進**

基本理念に沿った取組みを進めるにあたり、取り組むべき施策を定めま  
す。また、次のとおり重点施策を設け、本市の地域性や特性を活かした独自の文化芸術振興を図ります。

まず、一つは、「歴史的文化遺産の保存・活用」です。本市の多種多様な

歴史的文化遺産を貴重な財産と認識し、市民の郷土愛を醸成するとともに、本市の特色として施策に活かすことが求められます。

もう一つは、「文化人の把握」です。地域の主役である市民は、地域の魅力そのものであり、地域に秘めたる潜在能力に光をあてることにより、本市の個性ある文化芸術の未来を拓きます。

## 1 文化施設の充実

### (1) 文化施設の整備および環境づくり

- ①文化芸術活動を行う市民にとって、活動場所の確保は極めて大きな課題です。市民の文化芸術活動の活性化および活動意欲の醸成を図るため、利用者の利便性の向上、既存の文化施設の更なる整備、拡充に努めます。
- ②老朽化した文化施設については、市の実情に応じた施設規模の見直しを図るとともに、施設整備の方向性を検討し上位計画に沿った整備計画の策定を推進します。
- ③文化施設やその他の公共施設において文化芸術の視点を取り入れた展示や掲示の工夫・充実に努め、文化芸術の薫りが感じられる環境づくりを行います。

### (2) 市の文化財、文化芸術作品の公開・展示

- ①市民が利用する文化施設やその他の公共施設において、文化財や文化

芸術作品に気軽に触れ、親しむことができるよう本市の文化財、文化芸術品の公開、展示に努めます。

## 2 魅力ある事業の実施

### (1) 文化芸術に関する事業の実施

①文化芸術事業は、文化芸術活動を行う市民にとって、活動意欲の向上につながる発表機会となり、文化芸術に馴染みがない人でも、気軽に参加・交流できる場となるため、市民誰もが自由に参加できる魅力ある事業を実施します。また、既存事業の主旨や方向性を再確認し、より多くの市民に楽しんでもらえるよう創造的統合を図るなど事業内容の改善に努めます。

### (2) 生涯学習講座の実施

①生涯学習は、人が生涯にわたって行うあらゆる学習のことで、文化芸術とも深く関係があります。市民の身近なところで落語などの芸能をはじめ、学習講座、教養講座、講演会、研修講座等を開催し、生涯学習を促進します。

②四條畷市の特色ある地域文化を学ぶ地域学の講座を開催し、市民としての誇りや郷土愛の醸成を図ります。

### 3 文化芸術活動への支援

#### (1) 情報提供および支援

- ①市民の文化芸術活動に、有益な情報を関係団体や市民に情報提供するほか、会場提供等の支援に努めます。また、文化芸術活動に対する財政上の支援として、財源の確保に努めます。

#### (2) 高齢者、障がい者の文化芸術活動の支援

- ①高齢者、障がい者が文化芸術活動に進んで参加できるように障がいに応じた配慮（手話、要約筆記など）、支援に努めます。
- ②高齢者、障がい者の発表の場、機会の拡充を図ります。
- ③全ての人が市の文化施設をスムーズに利用できるようバリアフリー化を進めます。

#### (3) 魅力ある情報発信

- ①市内の文化芸術に係る情報（文化施設・所在地、活動団体、活動内容など）やイベント開催情報を収集し、広報誌・ホームページ・チラシなど効果的な手段を用いて魅力ある情報発信を行います。
- ②四條畷市の看板となるような本市独自の魅力を積極的に発信します。

## 4 文化財の保護と活用

### (1) 歴史的文化遺産の保存・活用 重点施策

- ①四條畷にある多種多様な有形・無形の歴史的文化遺産は本市の貴重な財産です。市民がこれらに触れ、理解を深める機会の創出に努めることにより、郷土愛および郷土の誇りを育みます。
- ②貴重な歴史的文化遺産の保存については、専門家による専門的な措置を講じ、適切な場所で慎重にその保存を行い、次世代への継承に努めます。飯盛城跡については、国史跡指定をめざした取組みを進めます。
- ③歴史民俗資料館において、歴史的な資料の収集・保存に努めるとともに、市民が貴重な歴史的文化遺産に触れる機会として、魅力ある展示や講演会、企画展などの様々な事業の実施により、市民の郷土愛の醸成を促します。
- ④教育機関との連携を図ることで、学校教育の一環として、歴史民俗資料館を活用した体験学習、郷土教育副読本や郷土史カルタを用いた授業などを実施することにより、児童生徒が、四條畷市の歴史文化に触れ、理解を深め、郷土愛や郷土の誇りを育む機会の創出に努めます。
- ⑤四條畷の歴史を調査・研究し、活字資料として残すため、そして成果を有効活用してもらうことにより郷土愛を育成するために、市史の編さんを進めます。

- ⑥四條畷市の風土の中で生まれ、受け継がれてきた伝統芸能、伝統行事は本市の歴史そのものであり、次世代に引き継いでいく責務があります。そのためにも後継者の育成とともに、その保存、継承に取り組みます。

## (2) 歴史的文化遺産を活かした観光の促進

- ①四條畷市産業振興ビジョンの基本方針に基づき、四條畷市の貴重な歴史的文化遺産や伝統行事について、広報誌やホームページなどにより市内外へ積極的に情報発信を行います。また、魅力的なパンフレットやチラシなどを作成し、市外からも多くの人々が本市を訪れるように積極的な啓発およびPRにより、観光振興を進めます。
- ②歴史的文化遺産を観光促進に活かすため、歴史的文化遺産めぐりの案内板や説明板などの適切な場所への設置、史跡めぐりルートの整備を行います。また、ボランティアガイド団体との連携を図るなど環境整備を行うことにより、観光の景観づくりを実現します。

## 5 多文化の共生

### (1) 多文化理解

- ①本市には20カ国余の外国人が在住されています。国籍、民族、言語、生活様式などによる多様な文化を尊重し合い、多文化共生社会の実現を図るた



め、日本語教室や識字学級の活動を通して、多文化理解および国際交流を促進します。

②日本語教室や識字学級以外においても、市民へ多文化共生の意識の醸成を図るため、情報提供および各種講座・事業を実施し多文化理解・国際交流の促進に努めます。

③各小中学校においては、児童生徒が異なる文化を受容し共生できる力を育むため、多文化理解や国際交流を促す教育の充実を図ります。

## (2) 友好都市との文化交流

①友好都市紀北町の伝統芸能や史跡、地域文化等を市民に紹介し、紀北町に対する理解を深めます。また、イベント情報などを交換し両市の交流を促すことにより、互いの魅力を引き出し文化芸術の振興に努めます。

②国際友好都市メアブッシュ市の情報提供を行い、市民に周知を図ります。また、ドイツおよびメアブッシュ市に対する理解や文化交流を深められる事業を実施します。また、各小中学校において、多文化理解のきっかけとなるようメアブッシュ市との文化交流を支援します。

## 6 人材育成

### (1) 文化人の把握

重点施策

- ①老若男女問わず文化芸術の様々な分野で活動している四條畷市にゆかりのある文化人について幅広く把握を進めるとともに、文化芸術活動への参画・連携を促し本市の文化芸術活動の基盤の拡充を図ります。

### (2) 文化芸術活動に対する支援

- ①青少年の文化芸術に対する興味、関心を高められるよう、情報提供や啓発などの支援を積極的に行うなかで、文化活動への参加を促し、青少年の豊かな心や個性を育みます。
- ②幼児期から優れた文化芸術に直接触れることは、感性や創造性を育む上からも重要であるため、幼児対象の文化芸術事業の企画、実施を積極的に支援します。
- ③学校教育において、児童生徒が優れた芸術に触れる機会をもつことは必要との認識から、児童生徒に有益な文化芸術の情報提供を行うとともに、学校教育機関への支援を行います。
- ④児童生徒が文化芸術を直接体験しながら学習できる機会を拡充するため、学校教育における文化施設の活用およびその支援に努めます。

### (3) 職員への啓発

- ①文化芸術を振興する上で、職員の意識・意欲の醸成が求められます。職員に文化芸術に関する情報提供を行うとともに、様々な施策に文化芸術の視点を取り入れられるよう啓発に努めます。

## 7 地域の力を引き出す取組み

### (1) 文化芸術活動における連携・協働

- ①本市の文化芸術振興については、地域の文化活動を熟知した四條畷市文化協会を中心に推進しています。また、文化芸術は、プロアマ問わず文化芸術活動団体や個人、地域、企業、教育機関などの様々な主体が交流することにより広がり、発展し、豊かになっていくことから、事業の実施に際しては、各主体の連携・協働を促し、それぞれの特性を相互補完しながら、本市の文化芸術を地域とともに作りあげていきます。

### (2) ボランティアの活用

- ①文化芸術に関する事業に際して、意欲のあるボランティアを積極的に活用します。
- ②自分の知識や技能をボランティア活動に活かせる登録制度として、生涯学習ボランティア制度を実施しています。特に、団塊の世代が持つ豊富

な経験・知識・技術などを若い世代に継承していくことは重要であり、多様化する市民ニーズに応えられるよう、さらなる制度の周知・啓発を行い、登録の拡充を図ります。

### **(3) 文化芸術活動に関する表彰**

①文化芸術活動において、特に功績が顕著な個人・団体に対し奨励賞を授与し表彰することにより、本市の文化活動の振興、発展を促進します。

## おわりに

国際的な芸術が存在しないように、国際的な文化もない。芸術は常に個人に根ざすように、文化はいつもその土地とともにあるからである。抜きん出た芸術を世界が認めるように、優れた文化は世界が注目する。最近増えてきている外国人観光客は、先人の努力によって培われた我が国の美しい自然や優れた文化に魅了されてやってくる。

文化は時代とともに変化する。かつて、サブカルチャーやカウンターカルチャーに位置づけられていたアニメやロックは、一国の文化領域を超えて、今や一つの産業であり、国際交流の重要なツールでもある。伝統的・歴史的な文化芸術という価値観や尺度では判断できないことはこれからも出てくるであろうし、むしろそうでなければいけないと思う。

今、私たちがやらなければならないことは、四條畷という土地を大切にすることである。理解し、慈しみ、育てることである。市民の皆さんが日常生活の中で、自分を大切にし、住んでいる場所をよく知り、そして何より今を楽しむ方法を見つけ出していただくことだと思う。そこに新たな地域性が生まれ、それこそが土地に根ざした文化の創造というものではないだろうか。

そのためには、今回の「第2次 四條畷市文化芸術振興計画」の意義は大きい。

最後に、ご意見をいただいた意見聴取会委員の皆様、そして四條畷市の関係部局の方々のご尽力に敬意を表したい。

平成28年12月

四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会  
会長 金井 良輔

添付資料

- ・ 四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会構成委員（15名）

## 第2次四條畷市文化芸術振興計画

潤いある市民の暮らしと文化の薫り高いにぎわいあるまちづくりをめざして

平成28年12月

<編集・発行>

四條畷市教育委員会（教育部地域教育課）

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL:072-877-2121（代表） FAX:072-877-8300

E-mail:syakaikyoku@city.shijonawate.lg.jp

ホームページ:<http://www.city.shijonawate.lg.jp/>